提出に当たって

提出に当たっては、様式（様式１、２）に記載の補足事項・留意事項のほか、

下記の事項もご確認の上、対応をお願いします。

お問い合わせ先

　北海道SDGs推進ネットワーク事務局(北海道総合政策部計画局計画推進課)

電話　：011-206-6798（直通）

　メール：keikaku.suishin@pref.hokkaido.lg.jp

【目的】

　■北海道SDGs推進ネットワーク会員のSDGs推進の取組を把握することを目的としています。

■加えて、道内各層へのSDGsの浸透を促し、多様な主体による連携・協働関係を構築するなど、SDGsの取組の裾野を拡大していくことも目的としています。

【提出の対象となる取組】

■令和５年度に実施した（実施中含む）取組が対象です。

■このため、令和４年度以前の取組は対象外となります。

　　なお、令和４年度以前から取り組んでおり、令和５年度も継続して取り組んでいる場合は、対象となります。その場合、様式の「取組の時期」欄の「（始期）」については、開始した年月を記載してください。

【提出方法】

　■提出様式を作成・添付の上、メールで北海道SDGs推進ネットワーク事務局（keikaku.suishin@pref.hokkaido.lg.jp）あて提出をお願いします。

　■Wordファイルのまま、提出をお願いします（体裁調整等に必要なため）

【提出様式】

■該当する様式のみ提出してください。

　■次の２種類があります。

　　①会員単独で実施している取組がある場合

　　　→様式１を提出してください。

（令和５年度に実施した（実施中含む）SDGs推進の取組に関する情報提供様式）

　　②会員間で連携して実施している取組がある場合

　　　→様式２を提出してください。

（令和５年度に実施した（実施中含む）会員間連携によるSDGsの具体の実践行動に関する情報提供様式）

　　　→提出に当たっては、連携している会員全員が内容を確認の上、了解したものとしてください。

　　次のページへ

【様式２の提出対象】

　■会員同士が連携し、企画立案・調整し、実施しているかどうかが対象判断の基準です。

　　（例）会員同士が連携し、次を企画し、役割分担を決め、実施

a.公園や海岸の清掃活動

b.住民や子どもたちなどを対象としたSDGsイベント

c.企業向けのSDGsセミナー

　■企画立案・調整し、実施していない次のような取組は、様式２の対象外です。

　　（例）・ある企業が主催するSDGsの勉強会や研修会に参加

・ある環境保全団体が主催する清掃活動に参加

→これらの取組は、会員単独で実施しているものとして、様式１を提出して

ください。

■２者が連携し、企画立案・調整し、実施している取組がある場合で、一方が会員、他方が非会員の場合、様式２の対象外となります。

なお、この場合でも、様式１の提出は可能であり、様式１に非会員の名称を

記述することも問題ありませんが、必ず、非会員の方が内容を確認し、了解

しているものを提出してください。

■３者が連携し、企画立案・調整し、実施している取組がある場合において、２者が会員、１者が非会員の場合は、様式２の対象となります（同様に４者以上が連携している場合でも、２者以上が会員である場合は対象となります）

【提出様式の取扱い（様式１、様式２）】

　■次を予定しております。

○様式を提出していただいた会員が希望する場合、北海道総合政策部計画　局計画推進課のホームページに様式を公開します。

　　　→様式のうち、「担当者」及び「連絡先」欄や取組内容と関係ない事項（留意事項等）を除いた内容を公開します。

　　　→著作権など権利関係については、提出者が必ず問題ないことを確認し、提出してください。

　　　→道ホームページに様式を公開する際、「当該取組は、道が認定等を行っているものではない」旨、記述させていただきます。

　　　→掲載に当たり、事務局の判断で体裁を整える場合があります。

　　　　なお、内容について確認が必要な場合、ご連絡させていただきます。

　　また、事務局の判断で様式の公開を見送る場合がございます。